

上板町移住就業等支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上板町内の事業所への就職又は通勤のために上板町に転入する者に対し、予算の範囲内において上板町移住就業等支援金（以下「支援金」という）を交付することにより、上板町における雇用機会の拡大及び移住・定住の促進を図り、もって産業の振興及び町民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 対象事業所

国又は地方公共団体の事業所を除く上板町に存在する事業所をいう。ただし、個人事業主が経営する事業所については、原則として当該事業所の事業が事業主の生業である場合に限る。

(2) 居住

住所地として住民登録した居所を本拠として生活することをいう。

(3) 常用労働者

雇用期間の定めのない契約に基づいて雇用された者をいう。但し、第4号から第7号に定める者又は当該各号に定める者と同等の雇用形態で勤務する者を除く。

(4) パートタイム労働者

1週の所定労働時間が、同じ事業所に雇用されている常用労働者よりも短い者、もしくは1日の所定労働時間が常用労働者と同じで1週の所定労働日数が常用労働者よりも少ない者をいう。1週の所定労働時間が30時間未満の者は当該労働者に該当する。

(5) 派遣社員

労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて勤務する者をいう。

(6) 契約社員

雇用期間の定めのある契約に基づいて雇用された者をいう。繁忙期のみ雇用された者は当該社員に該当する。

(7) 無期契約社員

契約社員のうち、雇用形態を期間の定めのない無期労働契約に転換して雇用された者をいう。

(8) UIJターン就職者

上板町以外の市区町村で居住していた者のうち、上板町に居住地を移し、その日から原則1年以内に対象事業所へ常用労働者として就職した者をいう。

(9) 転勤者

上板町以外の市区町村で居住し、かつ、上板町外の事業所に勤務する者のうち、転勤により対象事業所へ赴任するにあたって上板町に居住地を移し、引き続き常用労働者として勤務する者をいう。

(10) 通勤者

上板町以外の市区町村で居住し、かつ、現に対象事業所に通勤する者のうち、上板町に居住地を移し、引き続き対象事業所で常用労働者として勤務する者をいう。

(支援金交付対象者)

第3条 支援金の交付対象（以下「交付対象者」という）となる者は、UIJターン就職者又は転勤者、通勤者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 対象事業所に採用された日もしくは赴任した日から、常用労働者として1年以上勤務していること。

(2) 上板町に居住して1年以上経過していること。

(3) 上板町に居住地を移した日が令和3年10月1日以降であること。

(4) 事業所による辞令を起因とした転出等のやむを得ない事由がある場合を除いて、支援金交付後も引き続き上板町に居住する意志があること。

(5) 過去にこの要綱による支援金を受けていないこと。

(6) 上板町における町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保

険料，水道料金，町の各種融資の償還金及び各種公共施設使用料等，町又は関係機関への納入を要するもの。)の滞納がない者。

(7) その他町長が支援金の交付対象者として適当であると認める者。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は，全ての交付対象者に対して一律5万円とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は，次の関係書類を添付して，上板町移住就業等支援金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍の附票の写し，住民票の除票の写し等，町内に住民登録する前に1年以上継続して町外の市区町村に住所を有していたことが証明できるもの

(3) 給与明細書の写し，源泉徴収票の写し等，対象事業所に常用労働者として雇用された日以降1年間分の勤務に対する給与(12箇月分)の受け取りが確認できるもの

(4) 在職証明書(様式第2号)

(5) 誓約書(様式第3号)

※勤務する事業所が個人事業主による経営の場合は，雇用者となる事業主の誓約書(様式第4号)も添付

(6) その他町長が必要と認める書類

(支援金の申請期限)

第6条 申請者が町長に対して支援金の交付を申請できる期限は，申請者が第3条第1号から第3号の全てに該当する状態となった日から1年以内とする。

(支援金の交付決定等)

第7条 町長は，第5条の規定による支援金の交付申請があったときは，その内容を審査し，審査の結果，支援金の交付を決定し，額を確定した場合は，上板町移住就業等支援金交付決定通知書兼確定通知書(様式第5号)により，申請者に通知するものとする。

2 第1項の審査の結果，交付対象として認められない場合は，交付対象にならない旨を書面により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第8条 申請者は，前条第1項の通知を受けた後，支援金の交付を受けようとするときは，支援金請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付時期)

第9条 町長は，第7条の規定により支援金の交付を決定し，前条に規定する適正な請求を受けた請求書を受理したときは，速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第10条 町長は，申請者が虚偽の申請又はその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合は，該当する申請又は手段により交付された支援金の全額を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (令和3年訓令第36号)

この訓令は，令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年訓令第41号)

この訓令は，令和4年10月1日から施行する。